石塚英蔵の台湾経験 一台湾総督府参事官長から台湾総督へ

野口 真広 早稲田大学

はじめに

本報告は文官総督時期の台湾統治を主な対象として、植民地官僚の植民地行政経験がいかに統治政策の内容に影響したかを考察している。まず、文官総督時期の台湾総督と総務長官(民政長官・民政局長を含む、以下同)という高級官僚の経歴を、武官総督時期のそれらと比較し、さらに台湾の植民地官僚の特徴を明らかにするために、内務省次官と朝鮮総督府総務長官の経歴とも比較している。以上の経歴比較を通して、台湾の文官総督時期の高級官僚には、植民地行政経験の重視という特徴があったことを示した。その上で、最も植民地行政経験の豊富な総督として、石塚英蔵に注目し、彼の統治策を検討した。石塚英蔵は、児玉源太郎総督と後藤新平民政長官の下、参事官長として台湾総督府に務めた官僚である。彼は台湾総督として再び台湾の土を踏んだのだが、台湾に戻るまでに、朝鮮や関東州でも植民地機関で勤務経験を積んでいた。本稿では、石塚総督の台湾統治政策を検討し、植民地統治に長く携わった経験が、実際の植民地統治にいかなる影響を持ったのかを考察する。

石塚の植民地経験が統治策に反映していることを検証するために、本稿では総督時代に取り組んだ郡警分離問題を取り上げる。当時の台湾では、郡守が地方行政の実施において警察官を利用し、行政事務を行うのが普通だった。郡守に警察官の指揮権があったのである。これによって、警察本来の業務と郡守の業務とが混在したため、警察の威圧を感じつつ台湾人は地方行政に服さなくてはならなかった。時には地方役人が犯した不正を郡守がもみ消そうとして、警察官の捜査に干渉することすらあった。郡警分離の問題は、台湾人の政治意識が高まるにつれ、解決しなくてはならない問題となった。これに石塚総督は積極的に取り組んだのである。

浜口民政党内閣の時、石塚は約20年振りに総督として台湾へ赴任した。過去の台湾と新しい台湾とを知る石塚は、その間の変化を理解し、時代に則した台湾統治を目指した。石塚は台湾人の自治能力促進の方途を模索し、彼らの協力を求めながら、ひいては両者の協力を産業開発へも繋げようとした。郡警分離問題は、警察と郡守の業務を分離するだけにとどまらない問題であった。分離により、台湾人と総督府との関係は改善され、それが台湾人の自治や産業発展を進める動機づけにも繋がる可能性を秘めていた。台湾統治の改善

という点から見れば、石塚総督が熱心に進めた総督府評議会の改革や臨時産業調査会設置 と郡警分離問題は、同じ方針の中に収まるものであった。

日本の植民地支配は植民地専門家を重視しなかったという見解がある。とくに英国と比較した場合に、専門の植民地官僚育成制度において大きな違いがあったことはこれまでにも指摘されてきた 1 。英国は ICS(インド高等文官)や CS(植民地高等文官)と呼ばれる植民地官僚制度を持ち 2 、少数の ICS や CS によってインドやその他の植民地を支配していた。英国は選抜試験と研修制度を持っていたのに対し、日本は植民地官僚育成の専門的な制度を持たなかった。また、一時的に拓務省を持ったものの、基本的には植民地専門の省を持たないのが常態であった。

確かに植民地官僚という専門家は、日本では制度的に育成されることはなかった。植民地で働く官僚はいても、その人物が植民地の専門家となるために事前の訓練を受けてはいない。しかし、注意しなくてはならないのは、専門教育を受けていれば有能な植民地官僚になるとは必ずしも言えないということである。英国の場合でも、なるべく長期に亘って現地での経験を積むことが求められており、その見返りとして高い給与と長期の休暇制度が用意されていた³。つまり、ICS の例は、事前の植民地教育だけでは植民地官僚になるのに十分ではないことを示している。

また、専門性以前に素養という問題もある。自身が英国の植民地官僚でもあったへスケス・ベル 4 は、フランスよりも英国の植民地官僚が優れている理由として、ジェントルマン・シップを挙げているが、実際に英国の ICS では、試験の成績や研修制度よりも、統治者にふさわしいジェントルマン・シップが長く重視された。本田毅彦によれば、「ギリシア語、ラテン語、数学などのいわゆる古典教養が中核に据えられ、高い配点を与えられた」ために、オックスフォード大学やケンブリッジ大学の出身者が長い間、圧倒的な割合を占めていた 5 。英国においては、事前の訓練と現地勤務経験、人格という三つの要素はいずれも重視されていたのである。

日本の場合には、試験制度も現地勤続の奨励も制度化されてはいなかったが、かといって植民地官僚にふさわしい人物が無作為に選ばれていたわけでもない。この点を、第一章において前任地の経歴比較から検討する。その上で、第二章では、日本の植民地官僚の一典型として石塚英蔵を取り上げ、彼の政策に植民地経験の反映を見出してゆく。

¹ 加藤聖文「植民地統治における官僚人事―伊澤多喜男と植民地―」、大西比呂志『伊沢多喜男と近代日本』(芙蓉書房、2003) p.133。

² 浜渦哲雄『英国紳士の植民地統治』(中央公論、1991) 以下、英国植民地官僚については、主と して浜渦著を参照。

³ 本田毅彦『インド植民地官僚一大英帝国の超エリートたち』(講談社、2001) 勤続奨励について は第一章第二節、高給については序章、休暇については第三章第三節参照。

^{4 『}Foreign Colonial Administration in the Far East』(1928)邦訳は『蘭・仏印植民司政』(伊藤書店、1942)。

⁵ 前掲本田著 p.25。

1. 総督府高官の植民地統治経験

1-1. 台湾総督府高官と植民地統治経験

以下の5つの表は、台湾総督、総務長官(民政局長・民政長官)が、植民地統治機関に所属した経歴を調べたものである。対象となる総督・総務長官は、台湾統治全期のあいだに就任した計19名の総督、計17名の総務長官である。ここで植民地経験を有するという際には、総督や長官に就任する前、植民地統治に関係する公的統治機関に所属していたことを指す。なおここでは、植民地統治経験を現地・内地(拓殖局や拓務省経験など)のいずれかで植民地行政に関わったものとする。その際に南満州鉄道株式会社、東洋拓殖株式会社などの会社組織は除外している。

表 I -1 から分かるように、総督が文官、つまり官僚であった文官総督期には、総督も植民地統治経験者が多い。武官総督時期は、台湾領有後の治安が不安定な時期、および満州事変後の軍部の政治力が強まった時期であり、いずれも文官の統治能力以外の要素が重視された時期であった。ちなみに、武官時期の1名は明石元二郎総督である。彼は韓国駐箚憲兵司令隊長兼任で明治43年10月から統監府警務総長を務めている。一方、表 I -2 から分かるように、総務長官については、総ての時期において大きな差はなく、おおよそ5割の割合で植民地経験者が赴任していることが分かる。若干、武官時期に経験者が優遇されているのは、総督が植民地経験もない武官であったことによると思われる。以上のように、文官総督と総務長官の経歴を見ると、人事の要素として植民地経験が考慮されていたであろうことが分かる。

総督と総務長官の経歴を見ると、植民地経験を見込んで総督・長官が選ばれる傾向はあったと言えるだろう。少なくとも文官時期は、武官時期に比べて意識的に経験者が選ばれた傾向は指摘できる。また、文官時期の総督は、一般的に言って武官時期よりも任期が短いことも分かる。武官時期は、34年間のうちに10人、文官時期は17年間に9人も替わっている。武官時期には、佐久間左馬太総督の9年間を筆頭として長く総督の座を占める傾向があるのに対し、文官時期は最長でも中川健蔵総督の4年間である。これは内地の政争によって、文官総督の任期が短くなってしまったことによる。頻繁な総督の交代に対して

表 I-1 総督の植民地経験

時期区分	植民地経験	
文官時期	5/9(うち台湾総督府1名)	
武官時期	1/10	
全時期	6/19	

表 I-2 総務長官の植民地経験

時期区分	植民地経験
文官時期	4/8(うち台湾総督府2名)
武官時期	5/9(うち台湾総督府2名)
全時期	9/17(うち台湾総督府 4 名)

^{*}表5点とも経歴については、秦郁彦編『日本官僚制事典』(東大出版会 2001)、同編『日本近現代 人物履歴事典』(東大出版会 2002)、何鳳嬌『日治時期台湾高等官履歴(一)』(国史館 2004) 参 照。

^{*} 単位は人数

表	Ī	-3	台湾総督の植民地統治機関経験-	-

総督名•任期	前任植民地機関	
明石元二郎 大正 7.6.6- 大正 8.10.26	韓国(駐箚軍参謀長、憲兵隊長、憲兵司令官、統監府警務総長) 明治 41.12- 大正 1.12	
内田嘉吉 大正 12.9.6– 大正 13.9.1	台湾総督府民政長官 明治 43.8- 大正 4.10	
川村竹治 昭和 3.6.15- 昭和 4.7.30	台湾総督府内務局長 明治 42.10- 明治 43.8 拓殖局長官 大正 10.5- 大正 11.5	
石塚英蔵 昭和 4.7.30- 昭和 6.1.16	台湾総督府参事官・参事官長 明治31.3-明治38.8 関東州民政署民政長官・関東都督府民政長官 明治38.5-明治40.4 朝鮮(統監府参与官ほか農商工部長官など) 明治40.9-大正5.10	
太田政弘 昭和 6.1.16– 昭和 7.3.2	関東庁長官 昭和 4.8- 昭和 6.1	
中川健蔵 昭和 7.5.27- 昭和 11.9.2	拓殖局書記官 明治 43.6 拓殖局総裁官房第二部第一課長 明治 43.7	

表 1-4 台湾総督府総務長官の植民地統治機関経験一覧

総務長官名·任期	前任植民地機関		
曽根静夫	拓殖務省		
明治 30.7.20- 明治 31.3.2	明治 29.4.7		
祝 辰巳	台湾総督府(民政局事務官~殖産局長)		
明治 39.11.13- 明治 41.5.22	明治 29.4- 明治 39.4		
大島久満次	台湾総督府(民政局参事官~総務局長)		
明治 41.5.30- 明治 43.7.22	明治 29.4- 明治 41.5		
内田嘉吉	拓殖局部長		
明治 43.8.22- 明治 4.10.20	明治 43.4.1		
賀来佐賀太郎	台湾総督府専売局長		
大正 10.7.11- 大正 13.9.19	大正 3.6.10- 大正 10.10.8		
河原田稼吉	内務大臣官房台湾課樺太課及地方局		
昭和 3.6.26- 昭和 4.8.3	明治 42.8		
人見次郎 昭和 4.8.3- 昭和 6.1.17 総監府(特許局、農商工部事務) 明治 41.8.18- 朝鮮総督府(書記官、商工局商工課長、殖産局商工課長、 農務課長、事務官、鉄道局長など) 明治 43.10.1- 大正 .5.17			
木下 信	台湾総督府(内務局長、文教局長事務取扱、交通局総長)		
昭和 6.4.15 昭和 7.1.13	大正 13.10.2-S2.4.13		
森岡二郎 昭和 11.9.2- 昭和 15.11.27			

は当時から批判があり、総督任期制の論も起こっている⁶。 総督経験者である石塚総督も後年、総督の任期が政争に左右されたことを指摘して以下のように述べている。

自分は前に第四代目の総督、即ち児玉将軍の下に於て、長く官職を奉じた経験もあるので今来、時々世上の問題になる文武官総督の是非、得失に就ても自然感得する所が無い事はない。要するに之は人と時との問題であるように思ふ。

…其の後(田健治郎総督のあと一補)の文官総督はいづれも在職年限が甚だ短かくて少くも時の点よりして自から思ふ様に成績を挙げ得ない傾きがあつたようである⁷。

石塚も嘆いたように、政争に左右されて人事が動いたことは事実である。この点に注目し、先行研究では、植民地官僚の人事については、「それぞれの官僚が関係の深い集団の影響によって左右されるのであり、法律もしくは政策などによる確立された制度によってなされるのではなく、人間関係というおよそ制度とはかけ離れた次元によって決定される側面が強い⁸」と指摘している。

台湾においても、一般的な傾向として上記の指摘はなお有効であろう。しかし、植民地経 歴から検討してみると、少なくとも文官総督時期においては、総督や総務長官人事には、 植民地経験が考慮されていたことが分かる。人間関係とは異なる理由で植民地官僚の人事 を説明することも可能だろう。

1-2. 総督府総務長官と内務省次官の出世比較

総督府内で植民地経験が重視されていたとしたら、総督府に務める官僚から総務長官が生まれ、そして総務長官経験者が総督となるという道筋があったはずである。あるいは、少なくともその他の植民地機関に異動していなければ、植民地経験が重視されたとは言えない。また、内部からの昇進が多ければ、同一機関内を上昇しながら植民地経営のノウハウが個人の中で蓄積されていったことも指摘できる。植民地経験に基づく出世の有無は、植民地統治ノウハウの流れにもつながる。では実際にはどうだったのだろうか。

ここでは、台湾総督府総務長官と内務省次官を比較することで検討してみたい。総務長官のうち総督府での在勤経験者と、内務省事務次官の出世を比較し、同一機関内のノウハウがどの程度重視されているのかを把握してみる。一般的に、本省内を上昇して行くことが官僚の出世と捉えられるならば、植民地機関への赴任は出世コースからの逸脱を意味するだろう。実際、表 Π -1、表 Π -2の表で明らかなように、総務長官クラスといえども、植民地経験は出世の手段としてはあまり役立っていないことが分かる。総務長官全17名のうち、大臣・総督になったものはわずかに5名である。これに対し、表 Π -1、表 Π -2を見

⁶ 岡本真希子「政党政治期における文官総督制一立憲政治と植民地統治の相克一」『日本植民地研究』10号(日本植民地研究会、1998)。

^{7 「}第二十三章 名士談話 石塚英蔵氏談」田健治郎伝記編纂会『田健治郎伝』(田健治郎伝記編纂 会、1932)、p.602。

⁸ 前掲加藤論文 p.112。

表 II -1 総務長官後の大臣・総督経験者

時期区分	大臣 • 総督経験者
文官時期	3/8
武官時期	2/9
全時期	5/17

表 II - 2 総務長官後の台湾総督経験者

時期区分	総督経験者
文官時期	0/8
武官時期	1/9
全時期	1/17

表 III -1 内務次官後の大臣・総督経験者

時期区分	大臣・総督経験者
文官時期	10/17
武官時期	17/34
全時期	27/51

表 III - 2 内務次官後の内務大臣経験者

時期区分	内務大臣経験者
文官時期	3/17
武官時期	9/34
全時期	12/51

表IV-1 朝鮮総督府政務総監(副統監)の大臣経験者

時期区分	大臣経験者
文官時期	4/8
武官時期	2/4
全時期	6/12

- * 表5点とも経歴については、秦郁彦編『日本官僚制事典』(東大出版会 2001)、同編『日本近現代 人物履歴事典』(東大出版会 2002)、何鳳嬌『日治時期台湾高等官履歴(一)』(国史館 2004) 参 照。
- * 全時期とは、初代総督の樺山資紀の赴任(明治28年5月10日)以降、1945年8月15日敗戦までの時期を指す。台湾総督府の人事と比較するため、初代次官の芳川彰正(明治19年任官)から松岡康毅(明治27年任官、同29年異動)までの計5名は除外している。全時期に次官・総務長官に就任し、戦後に大臣となったものも大臣・総督経験者に含む。
- * 内務次官は、内務総務長官の名称の時期を含む。総務長官は、民政局長・民政長官の名称の時期を 含む。
- * 表 V については、朝鮮では総督が全て武官であったので、「大臣経験者」と表記した。朝鮮総督は全ての時期において武官が占めたので、政務総監後の総督については表を作成していない。

ると、内務次官は格段に大臣・総督経験者になっていることが分かる。内務次官の実に2人に1人は大臣・総督を経験している。これに対し、台湾総督府総務長官は3人に1人なれるかどうかである。同一機関内で、頂点に上ったものに至っては、台湾は総督経験者が1人のみであり、次官の内務大臣経験者は12名である。母数が3倍であることを考慮しても、総務長官と内務次官の出世には顕著な差がある。

文官総督時期のみで比較しても(表Ⅱ-1と表Ⅲ-1)、総務長官は8人中3名に対して内務次官は17名中名10名と段違いである。参考までに朝鮮総督府政務総監(副統監)の大臣経験を見てみると(表Ⅳ-1)、ちょうど全ての時期において5割が大臣経験者となってい

る。以上から、台湾総督府は出世という面から見ると不利な機関であったことが分かる。では、台湾総督府総務長官から大臣・総督になったものが少ないのは何故なのだろうか。台湾総督・国務大臣は親任官が相当であり、各省次官・総務長官は高等官一等、二等が相当である⁹。両者の官等を比較すれば、差の無いことが分かる。官等に差が無いことからすると、要は政治力の差ではなかろうか。出世という意味では次官の方が有利であったことが確認できる。

台湾内での出世という意味から考えても、総務長官は有利とは言えなかった。総務長官経験者で台湾総督となったのは、全時期17人中、内田嘉吉ただ一人であった。これに対して、内務次官が内務大臣になったのは、全時期で51人中12人、文官時期では17人中3人、武官時期で34人中9人であった。つまり、内務次官は4人に1人程度が内務大臣になったのである。

以上から、台湾総督府では、まるでガラスの天井のように上層と下層が分かれていたことが分かる。表 I-2と表 II-2から見る限り、台湾総督府在勤者が総務長官になったのは17人のうち4名であり、さらに総務長官経験者が総督になったのは1名に過ぎなかった。民政長官から総督になった内田嘉吉は、民政長官以前に台湾総督府で勤務したことは無かった。総務長官や台湾総督になるには、台湾内での統治経験だけでは不十分であり、内地の政治力を利用するか、あるいは他の植民地統治機関を経由して赴任する必要があった。同一機関内での出世を通じ、上位に行くに従って官僚が植民地経験を蓄積させ、発展させるような仕組は整備されていなかったということは指摘してもよいだろう。

ただし、表I-1、表I-2で見たように、植民地経歴自体は赴任に際して重要な要素であったと思われる。表から分かるように、他植民地機関での経歴と内地での政治力学が組み合わさり、台湾総督府高官の異動は決まったと言うことが出来るだろう。

2. 植民地経験の反映としての台湾統治

2-1. 植民地官僚としての石塚英蔵総督

前章での考察から、台湾の高級官僚人事において、植民地統治経験はある程度ながら重視されたことが分かった。総督・総務長官の人事に、植民地統治経験は重要な要素ではあったが、必須の要素ではなかった。それでも、表 I-1で見たように、文官総督と武官総督の植民地行政経験に大きな開きがあることや、総務長官が全ての時期において半数以上は経験者であるという点は注目に値する。特に石塚総督と人見長官の時期は、ともに長く植民地行政経験を積んだもの同士の組み合わせであり、他のどの時期と比べても独特な時期である。台湾総督の中枢を占めた両者によって、どのような統治が目指されたのかを分析することは、日本の植民地官僚制の特質を理解する手立てとなるだろう。

石塚総督と人見長官は、ともに植民地官僚として、複数の植民地を渡り歩いている。両者は同じ時期に朝鮮総督府と東洋拓殖株式会社に務めていた。この時の信頼関係が石塚を

⁹ 百瀬孝『事典昭和戦前期の日本』(吉川弘文館、1990) pp.93-94。

して人見を選ばせた理由だとされている¹⁰。台湾総督府の勤務経験者が台湾総督になったケースとしては、他にも内田嘉吉総督が元民政長官であった例や、川村竹治総督が元内務局長であった例がある。これらの総督の特徴としては、高級文官にふさわしく、学術書や統治意見書などを出版しているという点が挙げられる。石塚は帝大卒業後に法制局へ務めていた頃、東京専門学校の講師をしていた。その時の講義記録を『英国憲法』(東京専門学校、出版年不明)として出版している。内田嘉吉は、『海商法』(中央大学、1875)、『商法海商』(和佛法律学校、1903)という二つの講述書と『国民海外発展策』(拓殖新報社、1914)、さらに植民地に関する翻訳書として A・R・ワレースの『南洋』(南洋協会、1931)と『馬来諸島』(南洋協会、1942)がある。川村竹治は、総督を辞した後に台湾統治意見書として『台湾の一年』(時事研究会、1930)を著し、教育、警察、衛生、日月潭電力工事から専売事業にわたるまで自らの統治意見を表明している。彼らは植民地での勤務経験と学識を基に総督として臨んだのである。

人見長官については、石塚が望んで総務長官に選んだことが分かっている。人見就任までの経緯には、当初は木下信(後に総務長官となる)を総務長官に推されたものの、石塚自身の判断で人見を選んだという事情があった¹¹。石塚も人見も、帝大法科卒である点では同じだが、ともに内務省出身ではない。人見は農商務省出身で、のちに統監府時代から長く朝鮮で勤務し、朝鮮総督府商工局商工課長や農商工部農務課長を務め、明治 43 年から大正8年までは東洋拓殖株式会社理事を務めていた。朝鮮時代の多くは石塚の滞在時期とも重なっている。人見は朝鮮にいる間、欧米だけでなく、満州を含む中国にも度々出張しており、この経験も植民地行政にとって有益だったと思われる¹²。

人見を伴って台湾に再び臨んだ石塚は、人一倍の意気込みであった。石塚は台湾赴任後、ある書物¹³の題字を乞われ、「做古稽今」という言葉を贈った。傍らには自らの号である斗南という署名もある。石塚はかつて台湾総督府参事官長として赴任した経験があり、そのことを思い出しながらの揮毫であっただろう。また、斗南という号は自らが会津藩士の末裔であることに由来する。題字から、二度目の台湾在職にかける意気込みを見出すことは難しくない。

実は、この題字は石塚の宣伝の一環であった。彼は自らの植民地行政経験を宣伝することで、それが総督への支持に変わることを期待していた。題字を収めた書の『台湾統治と其功労者』では、石塚の植民地経歴が細かく記されている。この経歴資料は実は石塚自らがまとめて、著者の橋本へ渡したものである。東京大学の史料編纂所に所蔵されている石塚英蔵氏関係書類には、「石塚英蔵履歴覚」という名の史料がある。この内容と『台湾統治と其功労者』の経歴紹介文の異同は、一人称の「予ハ」が三人称の「氏ハ」に換えられている程度である。同書の中でも、石塚に関するある新聞記事を、秘書の山本が持参したと

¹⁰ 橋本白水『台湾統治と其の功労者』(南国出版協会、1930) p.185。

¹¹ 同上書 p.185。

¹² 何鳳嬌編『日治時期台湾高等官履歴(一)』(国史館、2004) p.402、橋本前掲書 p.184 参照。

¹³ 橋本前掲書。

記されてあり14、同様にして石塚が履歴覚などの資料を橋本へ渡したと推測できる。

人見長官就任を強く要望したことや、台湾への赴任後、宣伝に近い内容の本を出版させたことから見ても、石塚は台湾統治に強い意欲を持っていたことが分かる。一方、受け容れる台湾側でも石塚総督に対する期待は高かった。石塚は総督就任後に党籍を外したが、それは形式的なもので、民政党浜口内閣の一員であることは明らかだった。台湾では、浜口内閣に対して好意的であった。それは、従来の台湾統治に不満であったことの裏返しであり、浜口内閣がそれらを改善してくれるという期待を持ったからである¹⁵。この時期の『台湾民報』には、時勢の変化にそぐわない統治への不満が見られる¹⁶。台湾人は統治方針を決めるようなレベルの政治に参加する権利を持たなかった。林献堂ら台湾人運動家は、台湾議会の設置要求運動をしていたが、依然として議会設置の見込みはなかった。そのような状況への不満を背景に、石塚新総督は期待を以て迎えられたのである。

『台湾民報』記事の論調には、自治権要求への強い期待が表れてはいるが、それは日本 人の台湾支配を前提とした上での改善の範囲内であった。総督府の統治を批判する場合で も、一部の内地人や御用紳士への批判を前面に出し、総督府や内地人を敵としないように 気遣っている。それは一面では戦略であったとも言えるだろうが、妥協点を見いだすこと が出来るという期待を読み取ることも可能だろう。この時点では、石塚新総督への期待感 が背景にあったため、総督府への批判は自制されていたのでは無かろうか。『台湾民報』 の昭和4年9月15日の記事には、「石塚総督が…『内地人』『本島人』と差別して呼ぶの は甚だ面白くないと云ふ一言に付て、一般に頗る好い感じを与へているようである」と紹 介し、実質的な差別撤廃こそ必要であると付言して批判しつつも、一定の評価を与えてい る。田中内閣から浜口内閣へという文脈を考慮して、『台湾民報』では新総督に変化を期待 していたためである¹⁷。石塚自身も、赴任後に変化を予期させるような政策方針を示して いたことが、上掲9月15日の記事でも触れられている。台湾人から見ても、石塚は古い台 湾を知っているだけに、時勢の変化を理解することの出来る人物であると見なされていた のである。民衆党が石塚総督への建議書を持参し、面会を求めたこと¹⁸ や、それらの建議 書に日本語の解説を付けて『台湾民報』紙上に掲載した¹⁹ ことは、好感の表れと見なせる だろう。

では、石塚の台湾統治にはどのような特徴があったのだろうか。石塚の統治策のうちで、郡警分離問題と台湾人有識者との接近という二点に注目したい。

¹⁴ 同上書 p.249。

^{15 「}内閣更迭と総督 内地延長の悲哀」『台湾民報』昭和4年7月7日。

¹⁶ 例えば、「社説 民衆党的建議 島民正当的要求」『台湾民報』昭和4年7月21日では、台湾の社会意識が向上していることを指摘し、台湾政治に変革の時期が必要であると訴えている。

^{17 「}内閣更迭と総督」『台湾民報』昭和4年7月7日。

^{18 「}台湾民衆党が石塚総督に建議 (一) 内容は自治問題始め十一項目の広汎に亙る」『台湾民報』昭和4年9月22日号、「台湾民衆党が石塚総督に建議 (三)」10月6日号、「台湾民衆党が石塚総督に建議 (四) | 昭和4年10月13日。

^{19 「}台湾民衆党が石塚総督に建議(二)」『台湾民報』昭和4年9月29日号。

2-2. 警察の助長行政の問題

台湾においては、行政事務補助を円滑に行うため、警察権を利用して郡守が台湾人に関する行政事務を行っていた。それを助長行政という。助長行政とは警察による行政事務の補助という意味である。助長行政事務は、道路や橋梁の改修築から納税督促、手数料調整、度量衡事務、就学の奨励など多岐に亘っている²⁰。助長行政はあくまでも過渡的な措置として始められたが、いつしかそのまま慣行として定着してしまった。警察官による助長行政は石塚総督赴任の時点でも行われていた。石塚は、児玉総督の参事官長の頃から郡警問題に関わっていたこともあり、警察の助長行政についての問題点も把握していた。郡警分離問題の主な経緯については、『台湾総督府警察沿革誌』²¹にも記されている。明治34年から行政組織改革によって郡警が一体化する前、すでに明治31年からほぼ同様な制度が始まっていた²²。では、郡警一体の状況がなぜ長く維持されたのか。これについては、以下のような説明がある。

如是所謂警察万能とも云ふべき制度は、被治者の民度低劣なると同時に、本島土民の如く曾て政治の恵沢に浴したること尠く、諸事放縦、官衙の干渉を極力避けんとするの因習俗を為したる処にありて、而も多年匪徒及陋劣なる官憲の禍害を蒙りたる被治者に対しては、極力民衆の幸福増進を企図すると共に他方に強大なる権力を持し、之を導くに時に絶大なる威力の背景を籍らざるべからざりしことは、施政上亦已むを得ざることに属し、後世当時の一般状勢を知らざる者濫に批議するを許さぶる点なりとす²³。

郡警一体の状態を、石塚は時代にそぐわないものとして改革しようとしたが、結局成し遂げられなかった。それは、1930年に起きた霧社事件による引責辞任のため、石塚が総督を辞してしまったからである。石塚の挫折後、郡警分離の問題は立ち消えとなってしまう²⁴。

石塚が郡警を分離しようとしたのは、当時の台湾人の政治意識が高まっていたこととも関係があった。郡警分離の問題は、実はずっと以前から指摘されていた問題だった。1924年、台湾総督として赴任した伊沢多喜男総督の時にも、郡警分離問題は議論されていた。国会図書館憲政資料室に所蔵されている伊沢多喜雄文書には、「警察機関独立ニ関スル件²⁵」という名の資料がある(以下、「伊沢郡警分離文書」と略)。資料の作成者は不明だが、警察の立場から見た郡警分離論となっていること、そして警察内部の情報を基に問題点を指

²⁰ 助長行政の内訳は多様であるが、『石塚英蔵関係文書』の「郡警分離 参考諸表」には、昭和三年 度巡査助長事務援助時間の表が収められている。その中から事務内容の一部を引用した。

^{21 『}台湾総督府警察沿革誌』1巻(台湾総督府警務局、1933)。

²² 同上(台湾総督府警務局、1933) pp.685-686。

²³ 同上 pp.686-687。

²⁴ 同上 p.697。

^{25 『}伊沢多喜雄関係文書』485 (国会図書館憲政資料室蔵)。

摘していることなどから、警察関係者が総督に上申したものだと思われる。

同資料の論点は多岐にわたるが、おおまかにまとめると三点に整理できる。第一に郡守 が職権濫用によって警察業務を妨害しようとすること、第二に郡警一体にともなう警察官 の業務負担の重さ、第三に台湾人が警察の威圧を受けながら行政事務負担を担うために警 察への反感を持つこと、である。

第一の例としては、勤務場所の共有にともなり不便が挙げられている。電話すら共有されていたため、警察の捜査にかかわる情報も漏れてしまうと嘆いている。

警察ハ民衆ヲ以テ対象トス総テ事務ハ性質上隠密ニ処理スヘキモノ少カラス然ルニ制度改正後多クハ庶務課ト同室内ニ在リテ執務セル関係上此ノ点ニ関シ極メテ憂慮スヘキ実況ニ在リ…

…特ニ警察電話ハ公然一般事務ニ混用、専用電話特設ノ趣旨殆ント没却セラレ従テ此 ノ方面ヨリスル警察秘密ノ漏洩ハ到底防止スルヲ得サル²⁶…

第二点目については、助長業務にかかる時間を詳細に調べ上げ、大正 13 年 1 年間の助長事務援助は 23 万 6,475 時間になり、巡査一日の勤務時間を 8 時間と仮定した時には、約百人の巡査を提供するのに均しいと算定している 27 。この負担も警察官でなければできない業務であればまだしも、ほとんどは普通の役人が出来る仕事であり、「慣行的、便宜的」に警官が利用されていると指摘する 28 。

…其ノ大部分ハ固有機関ニ依リ施行シ得ルモノト断言スルヲ得ヘク別表各州援助状況 ハ如実ニ之ヲ示セリ…現在警察機関ヲ利用シツ、アルハ其ノ介在ヲ絶対必要トスルニ アラスシテ慣行的、便宜的ニ出スルモノ多キイヲ知ルニ足ラン…

第三点目については、「市街庄事務ニ対シ保正否警察ノ威力ヲ背景トシテ事ヲ理セムトスルノ傾ヲ生シ、保甲事務ト他ノ事務トノ区別ヲ知ラサル多数ノ人民ハ甚シク迷惑ヲ受クル場合²⁹」があるということである。警察官が事務を依頼すると台湾人は断れないため、それを悪用して郡守が警察官を行政事務に利用していることが分かる。それは警官に対する台湾人の反感にも繋がる。

以上のように伊沢総督の時期から、郡警分離は問題となっていた。五年後に赴任した石塚総督の時にも郡警分離問題の意見書がまとめられている。それが、石塚英蔵関係文書の中にある「郡警察機関分離ノ理由書」(以下、「石塚郡警分離文書」と略)である。この資料も作成者が記されていないが、石塚総督が郡警分離問題について警察関係者に作成させ

²⁶ 同上 pp.8-9。

²⁷ 同上 p.32。

²⁸ 同上 p.33。

²⁹ 同上 pp.47-48。

た資料であると思われる。

「伊沢郡警分離文書」と「石塚郡警分離文書」は論旨が大きく異なる。それは、郡警分離が必要である理由として、前者が郡警一体にともなう警察官の不利益を挙げるのに対し、後者は台湾人の「民情悪化」という総督府への反感を挙げている。後者の目次を見ても、いかに「民情悪化」と郡警分離が密接な関係にあったかが分かる。以下、目次を引用しよう。

目次

第一 郡警分離ハ警察権確立ノ為緊要ナリ

- 1. 民情悪化…一
- 2. 危害頻発及犯罪ノ増加…二
- 第二 郡警分離ノ断行ハ官紀ノ振粛上緊要ナリ…五
- 一. 分離ハ事務処理ヲ適正ナラシメ官紀振粛ヲ期スルコトヲ得…八
- 二. 分離ハ警察官ノ紀律ヲ厳正ナラシメ官紀振粛ヲ期スルコトヲ得…——
- 第三 行政組織ノ系統ヲ匡シ事務処理ノ敏活ヲ期シ能率増ス…一三
- 第四 本島人郡守採用上分離ノ要アリ…一八
- 第五 自治的訓練ヲ増進ス…二一
- 1. 郡守ノ警察権併有ハ自治的訓練ヲ阻害ス…二二
- 2. 一般的民衆ヲシテ誤解セシムルコトニ依リテ自治的訓練ヲ阻害ス…二三30

本文を見ると、まず第一に「郡警分離ハ警察権確立ノ為緊要ナリ」から始まり、「助長行政実施ノ為、現在ノ如ク其ノ背後ニ依然トシテ警察権ノ威力アルヲ必要トシ、之ニ顧リテ社会民心ノ教化ニカヲ尽サヾレハ、将来本島人ヲシテ益々反政府及国家的思想ヲ助長セシムルコト、ナルヤ明カナリ³¹」と論ずる。助長行政に依存していると、警官の圧力に対する反発が次第に積もり、「反政府及国家的思想」を助長すると危惧している。警官に頼らずに、「社会民心」の教化によって自然と行政事務が実施されるように努めるよう求めているのが分かる。

「伊沢郡警分離文書」と同様に「石塚郡警分離文書」も、郡守による警察業務の妨害について批判している。しかし、妨害が悪いから分離すべきという前者に対し、後者は異なる理由を挙げて説明している。それは「第三 行政組織ノ系統ヲ匡シ事務処理ノ敏活ヲ期シ能率増ス」で述べられている。そこでは、「郡守ノ併有スル警察機関ヲ分離シ、以テ行政事務ノ体系ヲ匡シ掌理機関ヲ区別セハ、郡守ハ専念産業、土木、教育、地方自治体ノ指導監督其ノ他ノ助長行政事務ニ精進スルコトヲ得ベク32」と述べられている。分離によって警

^{30 「}郡警察機関分離ノ理由書」『石塚英蔵関係文書』。

³¹ 同上 p.5。

³² 同上 p.14。

察が独立するのは言うまでもなく、郡守が警察指揮の負担から解放され、行政に専念できると指摘しているのである。この文章に続いて、負担軽減の結果として、郡守の行政が専門性を増し処理能力が上がることも期待できると述べられている。

…郡守ノ一階級ヲ省クハ、之実ニ事務処理ノ敏活ヲ期シ得ル所以ノモノニシテ、警察事務ハ勿論、助長事務ニ於テモ自ヲ専門的ニ其事務ヲ処理シ得ヘク、之ニヨリ其ノ全能力ヲ発揮スル機会ニ富ミ、判断ハ鵠正トナリ、事務ハ簡捷セラレ、秘密ハ厳守セラレ、適材常ニ適所ニ活動スルコトヲ得テ、官庁ノ能率ハ愈々増進スルコト、ナルヘシ³3…

郡警分離のメリットとして、郡役所も警察も専門性が増し、様々な能力が向上することが期待出来ると指摘している。郡警分離を単なる警察権の問題として捉えていた「伊沢郡警分離文書」に比べると、「石塚郡警分離文書」は統治政策全般との連携が構想されている。

「第四 本島人郡守採用上分離ノ要アリ」では、台湾人が郡守に就くことで思想問題にも対応できることが謳われている。

…新旧有識階級(清朝時代の郷紳層、日本時代以後の高学歴者一補)ハ挙ッテ官途ニ就クコトヲ熱望セルモ官吏ニ採用サル、者今尚少数ナル為此等ノ雄飛ハ抑制セラレ此ノ憤懣ハ結局ハ思想悪化シ…統治ニ障害ヲ来シ民福ヲ毀損スルニ至ルノ虞アリ之等有識者ヲ郡守ニ採用スルコトハ実ニ島民ノ意向ニ適スル所ニシテ其ノ登龍ノ途ヲ開クニ於テハ大ニ民心ヲ緩和シー視同仁ノ聖旨ヲ掩フテ批難ノ如キ蓋シ免レ得ル所ナリ³⁴

「石塚郡警分離文書」は、自治運動が盛んな時代背景も影響して、台湾人に自治権を拡大させる方法を検討している。郡警分離よりも先に台湾人が郡守となると、台湾人民族運動取締に関して問題が起こりうる。なぜなら台湾人郡守から台湾人活動家に警察情報の「秘密漏洩ノ懸念³5」があるためである。しかし、郡警分離後であれば漏洩の危険は無くなる。台湾では台湾人知識人の受け皿となるような行政官僚ポストへの台湾人就任の機会が少なかった。そこで、郡守に台湾人が就けば、彼らの中にある自治要求の希望が叶えられ、台湾総督府に対する不満が和らげられると思われた。郡警分離は、思想問題対策の意味も込められていたのである。

2-3. 台湾統治改善と台湾人の自治要求

石塚総督は、郡警分離問題と台湾人の自治要求とを一体のものとして見ていた。これに

³³ 同上 pp.16-17。

³⁴ 同上 pp.18-19。

³⁵ 同上 p.20。

対し、内地の立場は異なる。台湾人の自治要求をどの程度考慮すべき問題として捉えているかは、台湾現地と内地とでは大きく異なっていた。石塚総督は郡警分離問題解決の他にも、総督府評議会改革とそれへの台湾人有力者任命により、台湾人の政治的発言力強化を図ろうとした。また臨時産業調査会を設置し、台湾産業界の振興も図られた。評議会は台湾総督の諮問に答える非常設の機関で、総督府の官僚や台湾人有力者から構成された。石塚の時に定員が40名となり、総督への建議権も与えられたが36、建議には拘束力がなかった。臨時産業調査会設置の目的は、台湾の「各種重要資源の応用並に保育に関する研究を遂げ、産業諸般の組織を整備し、保護奨励の方針を定め、更に進んで産業と密接の関係ある各種施設と連絡調和の方法を講じる37」ことにあった。産業調査会は、内地と台湾の有力者を繋ぎ、産業活性に役立たせようとするものであった。したがって、一部の利権家に資するものであり、「利権紹介機関38」であるという批判も受けていた。しかし、台湾人を積極的に統治策に取り込み、台湾統治の改善と台湾の産業化推進を両立させようと意図したものであることは疑いない。したがって、石塚にとってみれば統治改革と直結する郡警分離問題は重要な課題であった。

昭和5年の4月頃までに作成されたと思われる文章の中で、台湾総督府の主務省である松田源治拓務大臣は「本意見書ハ全ク非公式ノモノ」と断った上で、「唯郡警分離問題ニ関シ御参考迄ニ差上申候間、篤ト其是非御研究相成度候」と、郡警分離に関する意見を石塚へ送った³⁹。松田は、「郡警分離ヲ行ハ、、郡守ノ事務ノ範囲著シク縮小セラレ、従テ郡ノ廃合ヲ相当多数断行」せざるを得ないと述べて、郡守の権限縮小に繋がる郡警分離は、石塚の考えているような郡守の専門性向上や産業振興をもたらさず、単に郡の統廃合を招くことになりかねないと危惧した。また、「郡警分離ニ依リ著シク無力トナルへキ郡守ヲシテ新地方自治制度ノ運用ニ当ラシムルハ、事大主義ノ本島人ニ対スル策トシテ極メテ拙ナルモノナリ」と述べ、警察権の後ろ盾を失った郡守に台湾人支配が出来ないのではないかと恐れた。

石塚総督はこれに対して反論の意見を送り、「台湾地方行政ノ実情ョリ観テ、郡警分離 ハ必要」であることを訴えた⁴⁰。石塚総督の考えによれば、「寧ロ之レ(助長行政一補)ア

³⁶ 評議会の説明については、黄昭堂『台湾総督府』(鴻儒堂出版社、2003) p.136 参照。評議会に関する先行研究としては、劉夏如「植民地の法制化過程と台湾総督府評議会 (1896–1921)」『東アジア近代史』創刊号(東アジア近代史学会、1998) がある。

³⁷ 井出季和太『台湾治績志』(台湾日々新報社、1937) p.815。

^{38 「}台湾産業調査会 利権紹介機関のみ」『台湾新民報』昭和5年8月2日。

^{39 「}郡警分離二関スル件」『石塚英蔵関係文書』。この資料の作成日は不明。ただし、『石塚英蔵関係文書』に収められた郡警分離問題に関する内地との電報記録では、昭和5年4月12日が最初のものである。この電報は、人見長官への返信として石塚総督が送ったものである。文面には、「貴電郡警分離ノ件ハ(一)右ノ予算ヲ今年ノ通常議会ニ提出スルコト」とあり、郡警分離予算が浜口内閣の了解を得たことを指していると思われる。従って、石塚総督が松田拓相を説得している文章は、4月の電報作成前に作成されたものと思われる。

なお、以下、石塚総督と松田拓相の郡警分離に関する意見は同資料による。

⁴⁰ 同上。

ルガ為ニ其ノ(台湾自治の一補)健全ナル発達ヲ阻害」していると、郡警未分離を批判する。石塚総督は、郡警分離問題と産業振興を一体のものと見ており、それは「石塚郡警分離文書」とも軌を一にする。

本島助長行政ハ、今ヤー大刷新ヲ要スル時機ニアリ。換言スレハ健全ナル自治精神ノ涵養、国民教育ノ徹底、産業組合、水利組合等ノ指導ニ全力ヲ注クヲ急務トス。故ニ郡警分離ニ依リ権限ノ範囲ハ減少スルモ、事務ノ分量著シク増加スル為、必スシモ俄ニ郡ノ廃合ヲ為ス必要ナシ。

ここから、石塚総督が郡警分離問題と台湾人自治要求、産業振興を統合して考えていることが分かる。この考え方は、石塚の台湾における二度の赴任経験と台湾の警察業務の実態が結びついて生まれた考え方である。総じて、松田拓相へ送った意見書は「石塚郡警分離文書」を要約したものと言って良い内容となっている。石塚総督は郡警分離を行うのは今を措いて他にないと述べ、分離に必要な措置として、まず施設分離の予算を要求した。

郡警ヲ現在ノ侭トシ、地方制度ヲ改正シ、自治制度ノ拡充ヲ適当トスルノ意見アルモ、威力アル警察ヲ背景トスル郡守ノ下ニ於テ自治ノ拡充ハ矛盾ナリ。少クトモ自治ノ促進ノ前提トシテ、先ツ郡警分離ヲ必要トス。

予算ニ於テハ現在郡役所ノ多クハ庁舎狭隘ヲ感シ、之レカ改増築ヲ要スルモノ頗ル 多ク、仮令現在制度ノ侭トスルモ、地方費ヲ以テ所要経費ヲ支弁セサルヘカラス。而 シテ警察庁舎ノ如キ、本来当然国費支弁ヲ要スルモノナルヲ以テ、郡警分離実施ノ機 会ニ相当庁舎新営費ヲ要スルハ已ムヲ得サルコトニ属ス。

石塚総督は自信を持って郡警分離の必要を説き、「現在郡役所ノ多クハ庁舎狭隘」でもあり、もともと増改築が必要だったのだから必要経費を認めて欲しいと松田拓相に訴えた。 結局、石塚の意見は通り、昭和5年4月12日の石塚総督から人見長官へ宛てた電信は以下のような文面であった。

貴電警察分離ノ件ハ

- (一) 右ノ予算ヲ今年ノ通常議会ニ提出スルコト
- (二)議会ノ予算審議権ヲ拘束スルノ虞ナキ事項ハ予定ノ通リ準備ヲ進メ得ルコトニ 差支ナクバ別ニ異存ナシ⁴¹

ここからは石塚総督の意見が通り、施設分離のための経費が次の通常議会で認められる 予定であることが分かる。予算がなくともできる準備作業については、前もって進めるつ

⁴¹ 同上。

もりであったことも確認できる。郡警分離問題は石塚の希望通り進み始めたのである。

石塚総督が台湾統治改善に前向きであったことは、直接接していた台湾人の日記からも分かる。台湾人運動家の中心人物である林献堂の日記⁴²には、石塚に関する記述が散見される。石塚総督は林献堂と幾度か会い、台湾統治改善のための協力を依頼していた。

昭和5年6月30日の日記には、石塚総督との会談で、『台湾民報』の日刊化と自治問題について話しあったことが記されている。日刊化について、石塚総督は警務局長と協議しているところであり、「他定有相当之考案」(相当の考案がある)と答えた。自治問題については、「頗賛成此種之運動」(非常に賛成である)と好意的だった。次に、石井警務局長と会談したが、日刊化には内台合弁を前提として協議すべきであると答えるだけで日刊化を明言しなかった。山内保安課長に至っては、まったく要領を得ない会談だったと記されている。林の目を通して見た石塚総督は、他の官僚よりも積極的に林の考えを評価しているように見える。しかし、これは石塚の考える台湾統治改善に林献堂を協力させたかったからこそ示した態度であったと思われる。なぜならば、総督府評議会の改造や、産業調査会設立のために石塚総督は台湾人協力者を必要としていたからである。

石塚は郡警分離問題での台湾人郡守登用でも見られたように、台湾人の政治的発言機会を増やしつつも統治の安定も同時に図ろうとした。林献堂のような穏健な運動家は、石塚総督の改革に必要な人物であり、林の日記にも総督府評議員や産業調査会員への就任依頼があったことについて触れられている。林献堂は評議員への就任や産業調査会員になるように石塚が求めたのに対し、断っている。評議員については、事前の了承も無いままに任命されたため、林は総督の面子を考慮して一旦受けた上で辞退している。昭和5年11月10日の日記には、石塚総督は林献堂の辞職記事を公表させないように、各新聞社に手を回したことが記されている。『台湾民報』でも、辞職の記事は墨塗り処分となったことが、民報社社員の林呈禄の知らせから分かった。その後で、石塚からは辞職翻意を願う電報が来て「余甚苦之」(困った)と記されている。

石塚の林献堂説得はその後も続いた。昭和5年10月27日には、先住民によって日本人134名が殺害された霧社事件が起こった。事件のあった台中州で開かれた追悼会の場でも、石塚総督が林献堂に総督府評議員になるよう求めている。しかし、説得の甲斐無と見て、総督は「不得已(やむをえず)」辞職願を受け取ったと、同年11月30日の日記には記されている。

石塚総督が林献堂を執拗に説得したのには、総督府と台湾人の仲介を期待したことが考えられる。その他、松田拓相が心配したような郡警分離の失敗が起こらないよう、林が統治改善の軟着陸に協力することを期待したのではなかろうか。林献堂は帝国議会への台湾議会設置誓願運動では、15回の誓願のうち12回は筆頭誓願人になっていた⁴³ように、台湾人運動家のとりまとめ役であった。台湾人の自治権を拡大させるためには、行き過ぎた

^{42 『}灌園先生日記』(台湾中央研究院、2000-2006)。

⁴³ 若林正丈『台湾抗日運動史研究 増補版』(研文出版、2001) p.135。

政治行動にならないような安全弁が必要であり、林献堂の支持を得られるか否かは漸進的な改革の成否を左右する鍵であった。

残念ながら、結局、石塚総督は林献堂の協力を得られなかった。それだけでなく、内地 からは郡警分離問題の理解も得られずに予算承認も反古にされてしまう。郡警分離に伴う 施設設置の予算は、松田拓相の助言によって昭和5年3月の臨時議会ではなく、その後の 通常議会で提案することになり、予算は政府の内諾という状態に置かれていた。ところが 松田拓相から同年11月10日に驚くべき電報が届けられた。その文面には、「郡警分離ハー 切ノ新規事項ヲ認メザル上既定ノ経費ヲモ大削除ノ場合自発的ニ右予算ヲ撤回スルコト慧 明ナル措置ト考ヘラルル44 | とあった。来るべき予算施行に合わせて、総督府内では「警 務、内務両局トモ夫々下準備ヲ整」えていた所であり、「今又之ガ撤回ヲ要求セラル、誠 ニ適従スル所ヲ知ラズ」と憤った⁴⁵。この時点は、すでに霧社事件の後であり、総督に対 する批判は強かっただろうが、総督府側は拓務省に対して「誠ニ今回ノ霧社事件ニ鑑ミル モ、動スレバ圧力行政ニ陥ル虞アル制度ヲ改メ行クコトハ民心ノ推移ニ察シ、一層必要ナ ルヲ感ズ、予算通過方是非御配慮ヲ得タシ⁴⁶」と反論し、霧社事件後だからこそ郡警分離 は早急に解決しなくてはならないと論じた。しかし、松田拓相からは其の他の予算につい ても撤回しているものもあり、致し方ないと前置きした上で「撤回ノ方針ニテ部内ノ意見 御取纏メラレタク。尚本議会霧社事件ノ責任ニ関シ相当論議セラルルコト信ゼラルルニ付 キ、議論アル問題即チ郡警分離ノ如キハ寧ロ之ヲ撤回スルコト賢明ナル措置ト思フ47」と いう厳しい意見が届けられた。なお、石塚英蔵関係文書に収められた電報はここで終わっ ている。翌昭和6年早々に石塚は辞任し、郡警分離問題も頓挫してしまった。

霧社事件のような事件が起こったからこそ、郡警分離は必要だというのは正論である。警察の威圧の下、行政事務が行われれば不満も溜まるからだ。しかし、それは内地の政争の中では通らない。議会での意見調整は政府に任せっきりで、郡警分離に必要な予算は議会に承認してもらいたいというのでは、松田拓相ではなくとも批判をしたくなるだろう。一方、台湾総督府としても昭和4年の拓務省官制48がある以上、拓務大臣の監督下に置かれており、予算承認については拓務省に依存せざるを得ない。しかし、郡警分離問題が頓挫したのは、拓務省と総督府との監督・被監督関係のみに帰することはできない。拓務省が台湾総督府の考えを共有できるような、植民地統治の情報と人材の相互交流を図っていたのならば、これほどまでに両者の意見が食い違うことは無かったのではないだろうか。背景には、台湾に対する認識の相違があった。そして、相違を生み出す根本的な問題としては、植民地の専門家である植民地官僚の育成が制度化されていなかったことも無縁では

^{44 「}昭和5年11月10日、発信人:松田拓務大臣、宛名:総督」、前掲「郡警分離ニ関スル件」『石 塚英蔵関係文書』。

^{45 「}昭和5年11月12日、発信人:人見長官、宛名:小村次官」、同上。

⁴⁶ 同上。

^{47 「}昭和5年11月14日、発信人:松田拓務大臣、宛名:総督」、同上。

⁴⁸ 台湾総督府と拓務省の関係については、岡本前掲論文 p.6 参照。

ないだろう。また、それは植民地現地の意見を擁護するような組織が内地になかったとい う問題にもつながっていく。

おわりに

台湾人の自治意識の高揚と総督府、内地の対応には差違があった。この差違の由来するところは、台湾人の自治要求に対する認識の差による。植民地行政経験の長かった石塚は、台湾人の要求に対して理解を示すことができた。

内務官僚でもなく、台湾から離任して久しかったこともあり、石塚総督の政治力は台湾では弱かったと言えるだろう。メディアを通じての植民地行政経験の宣伝も、裏を返せば石塚総督が内務系や台湾総督府内の官僚を各機構の内側から掌握出来なかったことの現れとも見なせる。郡警分離問題が拓務大臣の松田から賛同されず、結局行き詰まってしまったのも、石塚総督の政治力の無さであると指摘できる。

石塚総督にとっての最大の不幸は、霧社事件の責任を取って辞任し、志半ばで台湾を去らざるを得なかったことである。もし長期間の統治を任されていれば、郡警分離問題の解決も評議会強化や産業調査会実用化も可能だったかも知れない。しかし、彼の新政策は内地からも現地からも十分に支援されないまま孤立していた。政策の意図は、確かに台湾人の政治的権利伸張であり、台湾産業の振興であった。それが台湾に住む全てのものにとって漸進的な改革を意味することは否定できない。しかし、方針が正しくとも実行力が伴わなければ、政策は実現しない。石塚総督の挫折からは、植民地官僚は専門性がありながら、政策を支える政治力が脆弱だったことを教えてくれる。文官総督は文官ゆえに内地の政治力に屈し易い。むしろ児玉総督時代の後藤新平のように、かえって武官総督時代の方が、文官の総務長官に自由な采配をふるわせることが可能だったとも言える。

また、石塚の政策が挫折した背景としては、台湾人の政治的発言権が弱かったこともある。多くの台湾人の意見を集約し総督府へ届ける制度があれば、総督が台湾人の意見に同調するという形を取りながら、抵抗を押しのけることは可能だっただろう。しかし、総督府評議会の改革や、産業調査会の設立は、石塚の意図するような全島を代表する人物の集合体とはならなかった。台湾人運動家の指導者である林献堂が辞退したことは、石塚にとって大きな誤算だっただろう。石塚は直に林献堂の協力を求めたが、林の協力を得ることは叶わなかった。石塚総督は、自らの経験から過去と現在の台湾を比較し、台湾人の自治要求に関心を持つことが出来た。そして台湾人の自治要求と産業振興を両立させる勝算もあった。しかし、台湾統治改革を進めるには、内地との関係が鍵となり、それが石塚の運命を決めてしまった。植民地の専門官僚であったからこそ、石塚は官僚制の中では孤立し、政治力を弱めてしまったのである。

要旨

本報告は文官総督時期(1911-1936)の台湾統治を対象として、植民地高級官僚の植民地統治の特徴を分析している。特に、石塚英蔵総督をとりあげ、彼が台湾において特徴ある植民地統治を目指したことを指摘した。

石塚総督の過去の植民地経験が統治策に反映していることを検証するために、郡警分離問題を取り上げた。石塚総督は台湾人の自治能力促進の方途を模索し、彼らの協力を求めながら、ひいては両者の協力を産業開発へも繋げようとした。郡守の持つ警察指揮権を分離するということは、警察と郡守の業務を単に分割するにとどまらない意味を持っていた。分離により、台湾人と総督府との関係は改善され、それが台湾人の自治や産業発展を促進する可能性を秘めていた。

しかし、実際には石塚の改革は挫折した。その要因を植民地官僚の特徴と結びつけながら整理すると二点にまとめられる。日本の植民地官僚の特徴として、第一に植民地官僚を制度的に育成できず、また支援してくれるような内地の機関を持たなかったということがある。ここから、植民地官僚の政治的な脆弱性を見いだすことができる。また、第二に台湾人の政治的発言力を集約する制度を持てなかったことである。台湾の民意を総督府へ届ける制度があれば、総督が台湾人の意見に同調するという形を取りながら、内地の抵抗を押しのけることは可能だっただろう。しかし、台湾内の意思統一の機関として期待した評議会は機能せず、石塚総督は孤立し、内地に対する政治力を弱めてしまったのである。

本稿の考察からは、制度的にも政治力的にも、そして現地社会からの支援という点からも植民地官僚は不安定な立場に置かれていたと言い得るだろう。